

対象となるのは、三種町に住所のある乳児（1歳に満たない者）で、次に掲げる1または2の症状があり、医師が入院養育を必要と認めた者となります。

- 1 出生時体重が2,000グラム以下のもの
- 2 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの
  - (1) 一般状態
    - ア 運動不安、痙攣（けいれん）があるもの
    - イ 運動が異常に少ないもの
  - (2) 体温が摂氏34度以下のもの
  - (3) 呼吸器、循環器系
    - ア 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの
    - イ 呼吸数が毎分50を越えて増加の傾向にあるか、又は毎分30以下のもの
    - ウ 出血傾向の強いもの
  - (4) 消化器系
    - ア 生後24時間以上排便のないもの
    - イ 生後48時間以上嘔吐（おうと）が持続しているもの
    - ウ 血性吐物、血性便のあるもの
  - (5) 黄疸（おうだん）
    - 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの